

令和4年・5年・6年度 上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領(追加受付分)

令和4年・5年・6年度に上田市が発注する建設コンサルタント業務等の入札参加を希望される方は、下記により「入札参加資格審査申請書」を提出してください。(※土地家屋調査士の方は、物品入札(見積)参加資格審査申請書をお使いください)

すでに、該当年度分を申請されている方は、今回申請する必要はありません。

記

1 申請書の受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月13日(金)まで(厳守)

2 申請書の提出先

【郵送で提出する場合】 〒386-8601 上田市役所 財政部契約検査課(住所不要)

電話 0268-23-5257 FAX 0268-23-5116

【窓口で提出する場合】 財政部契約検査課(上田市役所3階)、又は

丸子・真田・武石各地域自治センター地域振興課

受付時間:土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

3 資格の有効期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税(消費税及び地方消費税)、都道府県税(法人事業税(個人事業者の場合は個人事業税))、上田市税について未納がないこと。
- (3) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 営業に関し、法令上必要とする資格を有している者であること。

5 資格の付与

- (1) 建設コンサルタント業務等の入札参加資格は、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定します。
- (2) 提出書類の内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録します。
- (3) 有効期間内であっても、参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消す場合があります。
- (4) 提出書類に不備がある場合や、登録とならなかった場合は後日通知します。

- (5) 登録となった場合、市から登録の通知はしません。上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿は、上田市ホームページに掲載しますので御確認ください(令和6年10月1日掲載予定)。

6 所在地区分

上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿は、所在地区別に作成します。所在地区分は次の4区分です。

- (1) 市内……上田市内に本店(社)を有する業者
- (2) 準市内……上田市内に支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任され、次の要件を全て満たす業者

- ア 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。
- イ 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
- ウ 事務所に常駐職員が1人以上配置されていること。
- エ 電話番号及びファックス番号が営業所等のものであること。
- オ 連絡がとれる体制(常時不在転送電話による体制となるものを除く)となっていること。
- なお、上記要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行う場合があります。

- (3) 県内……長野県内に本店(社)又は支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者
- (4) 県外……長野県外に本店(社)又は支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者

7 提出書類(基準日は令和6年4月1日とします)

- (1) 令和4年・5年・6年度

上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 上田市独自様式 【P1～P4】

- (2) 誓約書 上田市独自様式 【P5】

- (3) 営業所一覧表 任意様式可 【P6】

- ① 営業所がない場合も、本店(社)について記載し提出してください。

- (4) 経営規模等総括表 任意様式可 【P7】

- ① 直前2年の各営業年度の経営規模総括表を提出してください。
- ② 建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタントについては、それぞれ登録規程に基づく現況報告書の写しをもって代えることができます。

- (5) 業務経歴書 任意様式可 【P8】

- ① 入札参加を希望する業種ごとに作成してください。
- ② 建設コンサルタントについては、業務内容(申請書2ページ「建設コンサルタント業務の詳細」)ごとに作成してください。

(6) 技術職員名簿 任意様式可 **【P9】**

- ① 令和 6 年 1 月 1 日現在の技術職員名簿を提出してください。
- ② 市内業者は、技術職員の雇用を証する書面(健康保険証の写し等)を必ず添付してください
なお、保険証の写しを提出する場合、被保険者番号・番号は黒く塗りつぶしてください。

(7) 委任状 任意様式可 **【P10】**

本社以外の営業所等に入札・契約行為を委任する場合は提出してください。

※委任をする事務所に常駐職員が 1 人以上配置されていること。

(8) 支店・営業所等の写真 **【P11】**

所在地区分が準市内となる場合は必ず提出してください。※撮影日を入れてください。

(9) 登録証明書の写し又は登録通知書の写し(下記の区分による) 写し

- ① 測量業者(測量法第 55 条に基づいて登録されているもの)
 - ② 建築士事務所(建築士法第 23 条に基づいて登録されているもの)
 - ③ 建設コンサルタント(建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 5 条による登録)
 - ④ 地質調査業者(地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 5 条による登録)
 - ⑤ 補償コンサルタント(補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 5 条による登録)
- ※建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントについては、それぞれの登録規程による登録がなくても入札参加を希望することができます。

(10) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人事業者のみ必要) 写し可

提出日から3カ月以内のものを提出してください。

(11) 代表者の身分証明書(個人事業者の場合のみ必要) 写し可

提出日から3カ月以内のものを提出してください。本籍地が上田市の方の身分証明書は市民課で発行します。

必要な手続きについては、ホームページをご覧ください。市民課(TEL0268-23-5334)までお問い合わせください。

(12) 未納税額がない証明書【納税証明書・完納証明書】(上田市税: 写し可 国税・都道府県税: 写し可)

- ① 法人事業者
 - ・ 国税…………法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(その3の3)
 - ・ 都道府県税…法人事業税(都道府県税)に未納がないことの証明書
 - ・ 上田市税……完納証明書
- ② 個人事業者
 - ・ 国税…………申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(その3の2)
 - ・ 都道府県税…個人事業税(都道府県税)に未納がないことの証明書
 - ・ 上田市税……代表者の完納証明書

納税証明書・完納証明書に関する注意事項

- ・ 所在地区分が市内・準市内の場合、上田市税の完納証明書を必ず提出してください。所在地区分が県内・県外の場合でも、上田市に納税義務がある場合は、上田市税の完納証明書を必ず提出してください。
- ・ 上田市税の完納証明書は、収納管理課で発行します。なお、納付確認には 10 日程度かかる場合があります（納められた場所によって異なります）。納付して間もない申請の際は、お手数ですが領収書（口座振替の場合は記帳済の通帳）をご持参ください。詳しくはホームページ（<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/1767.html>）をご覧ください。か、収納管理課（Tel0268-23-5117）までお問い合わせください。
- ・ 都道府県税（法人事業税・個人事業税）に未納税額がない証明書は、委任先を設けない場合は本店所在地の都道府県、委任先を設ける場合は委任先所在地の都道府県のものを提出してください。
- ・ 所在地区分が市内・準市内で、事業開始から1年を経過していないため上田市の完納証明書が発行されない場合は、必ず営業証明書を提出してください。営業証明書については、税務課（Tel0268-23-5169）までお問い合わせください。
- ・ インターネット上で国税庁のサイトに掲載されている「[手続名]納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

(13) 提出確認チェック表 **上田市独自様式** 【P12】

申請者確認欄に「レ」チェックをし、必ず提出してください（上田市記入欄には記載しないでください）。

8 書類提出にあたっての注意事項

- ・ (10) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書及び納税証明書等の各種証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、発行年月日が提出日前3か月以内のものを提出してください。
- ・ 申請書類に「実印」とある部分については実印を押印してください。「印」とある部分については、支店長印等を押印してください。
- ・ 提出書類は可能な範囲でA4判にまとめ、紐綴りなどの簡易な綴じ方で提出してください（ファイルは使用しない）。
- ・ 書類は提出確認チェック表の順番で綴ってください。
- ・ **上田市独自様式** とある書類については必ず所定の様式を使用してください。様式は「申請書様式」に掲載してあります。
- ・ **任意様式可** とある書類については任意の様式でもかまいません。参考様式は「申請書様式」に掲載してあります。

9 入札参加資格審査申請書の記載事項の変更について

- ・ 申請書提出以降に申請事項に変更があった場合は、速やかに必要書類を契約検査課へ提出してください。郵送による提出も可能です。
- ・ 変更届、委任状等の様式、必要書類については市ホームページをご確認ください。変更届・委任状の様式は、必要事項が明記され、押印があれば任意の様式でもかまいません。

※ 上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱別表に掲げる措置要件に該当することになった場合は、該当する内容を明記した届出書を提出してください（届出書の様式は問いません）。